



2013年10月2日

各位

会社名 イオンモール株式会社
(コード番号: 8905 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 岡崎 双一
問合せ先 常務取締役管理本部長 梅田 義晴
電話番号 043 - 212 - 6733

資産の譲渡及び固定資産の賃貸借並びに特別損益の発生に関するお知らせ

当社は、2013年10月2日開催の取締役会において、下記のとおり、当社が保有する一部の商業施設について、当社親会社であるイオン株式会社100%出資子会社であるイオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人へ譲渡すると同時に当該資産を賃借すること(以下「本件取引」といいます。)を決定し、それに伴い、特別利益及び特別損失が発生する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件取引の理由

当社では、新規事業拠点の拡大と既存モールの収益向上による国内での事業基盤のさらなる拡充、中国・アセアン地域におけるモール・ビジネスの展開に向けた基盤づくりを推し進めており、下記2記載の資産の売却による成長資金獲得により、機動的に成長施策を推し進めるとともに、資産効率の改善と、さらなる財務基盤強化を図ってまいります。

なお、当該資産を譲渡後も賃貸借契約により、当社が管理運営をしております。

2. 譲渡資産の内容

商業施設の名称	所在	各帳簿価額の合計 ※1	各譲渡予定価格 の合計
イオンモール盛岡	岩手県盛岡市	633 億円	646 億円
イオンモール水戸内原	茨城県水戸市		
イオンモール鈴鹿	三重県鈴鹿市		
イオンモール倉敷	岡山県倉敷市		
イオンモール直方※2	福岡県直方市		
イオンモール熊本	熊本県上益城郡		

※1. 現時点で見込まれる譲渡時の推定金額を記載しております。

※2. 保有する土地のみの譲渡であり、第三者からの賃借建物部分は含まれておりません。

3. 相手先の概要

- (1) 名称 イオンリート投資法人
(2) 所在地 東京都千代田区
(3) 代表者の役職・氏名 執行役員 河原 健次
(4) 設立年月日 2012年11月30日
(5) 当社との関係 親会社であるイオン株式会社100%子会社
イオン・リートマネジメント株式会社と資産運用委託契約を締結

3. 本件取引の日程

引渡・賃借開始予定日は、決定次第、速やかに開示いたします。ただし、相手先が引渡・賃借開始予定日までに売買代金の支払いに必要な資金調達を完了することが当該資産譲渡の停止条件とされています。

4. 業績予想に与える影響

本件取引により、2014年2月期において、特別利益69億円、特別損失57億円を計上する予定ですが、業績に与える影響は軽微であり、2014年2月期通期業績予想につきましては、2013年4月9日に公表いたしました「2013年2月期 決算短信」の業績予想から変更はありません。

※このお知らせは、日本、米国その他の地域における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本資産の譲渡及び固定資産の賃貸の取引は、当社親会社であるイオン株式会社 **100%**出資子会社であるイオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人との取引となる為、支配株主等との取引に該当します。

当社は、**2013年5月29日**付コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めており、グループ企業との連携およびシナジー効果の最大化をはかることは、少数株主の利益につながるものと認識しております。イオン株式会社およびグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しており、当社はイオン株式会社およびグループ各社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。今般の決議においては少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、双方協議の上適正かつ適法に合理的に決定しております。

①公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、第三者である不動産鑑定士による鑑定結果を元に、交渉の上譲渡価格・賃料等を決定しており、取引内容・取引条件等は適切であると判断しております。

②当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主とは利害関係の無い、独立役員である当社社外監査役も出席している本日の当社取締役会において、上記の検討結果を踏まえたうえで、賃貸の目的、交渉過程、賃料の公正性などの観点から総合的に判断し、本取引が少数株主にとって不利益なものではないとの判断のもと、本取引を決議しております。

以 上

※このお知らせは、日本、米国その他の地域における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。**1933**年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、**1933**年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。